

令和6年4月

県内各中学校長 殿  
各中学校PTA会長 殿

山形県中学校長会長  
山形県PTA連合会長  
山形県中学校体育連盟会長  
山形県中学校文化連盟会長

## 部活動における生徒の移動及び留意点について

日頃より、学校における部活動に対し、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、平成20年4月24日付け県内各中学校長並びに各中学校PTA会長宛文書「部活動における生徒の移動等について」でお願いをしてきたところがあります。各学校におかれましては、この趣旨に則り鋭意お取り組みいただいていることと存じます。

つきましては新年度をむかえるにあたり、教育活動の一環として実施される部活動について、その意義を十分踏まえていただき、各学校においてこれまで同様引き続き下記に留意されるよう、よろしく願いいたします。

なお、下記の事項、部活動のあり方等、関係する諸課題につきましては、今後とも継続して検討して参りたいと考えております。

### 記

- 1 学校外の活動にあつては、生徒の移動手段について留意すること。
  - ・ 公的交通機関を利用すること。
  - ・ 自転車を利用する場合は、交通ルール・マナーを遵守するよう、交通安全指導を徹底すること。
  - ・ 保護者の自家用車には他の生徒を同乗させないこと。
- 2 万が一のけが・事故等の発生を想定し、迅速に適切な対応がとれるようにすること。
- 3 生徒の健康管理、生活のバランスに配慮して指導にあたること。
- 4 体罰や暴言等の行き過ぎた指導のないように留意すること。

## 山形県中学校長会 部活動に関する申し合わせ事項

— 各学校へ —

令和6年4月  
山形県中学校長会

### 1 部活動実施にあたっての申し合わせ事項

(平成20年度4月から実施 → 23年2月一部訂正 → 令和3年4月一部修正)

- |                                       |
|---------------------------------------|
| (1) 毎週日曜日は、部活動休止日とする。                 |
| (2) 日曜日を部活動休止日とできない場合は、直近の土曜日を休止日とする。 |

※ 諸般の事情で、やむを得ず連続した土～日曜日を休止日にできない場合は、直近の授業日を部活動休止日とする。

### 2 申し合わせに際しての基本的な考え方

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として中学校教育の中で果たす教育的意義は極めて高い。したがって部活動は、さらによりよい姿を求めながら、今後とも推進されるべきものであると考える。

ただ、生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮することが必要である。

ここに、県中学校長会として、平成13年度の申し合わせ事項を基に、再度下記の原則を確認するとともに実状に沿って整理し、全県的に改めて徹底を図ろうとするものである。

#### — 原則 —

- |  |
|--|
| (1) 学校週5日制の趣旨を再確認して実施する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県の学校週5日制実施上の原則「部活動は月から金までの間で行うものとする」を基本とする。</li><li>・ 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重する。</li></ul> |
| (2) 学習指導要領総則の「生徒の人間として調和のとれた育成」「生徒に生きる力をはぐくむこと」の趣旨にそって実施する。  |
| (3) 生徒の心身面での健康維持・管理に十分配慮する。  |
| (4) 生徒のバランスのとれた健全な生活のリズムが確立されるよう配慮する。  |
| (5) 県の「魅力ある教師づくりのためのゆとり創造調査事業」の趣旨が生かされるよう配慮する。   |

### 3 補足事項

- |  |
|--|
| (1) 学校間で練習試合を組む場合は、土曜日に設定することを原則とする。   |
| (2) 上記申し合わせ事項は、各学校の部活動において徹底を図るとともに、各競技団体や社会教育団体等にも周知を図り、ご協力をお願いする。                                |
| (3) 保護者が設置されている部にあつては、保護者会の目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者が単独で練習会を主催したり、直接生徒の指導にあたりすることのないように徹底を図る。 |

※ 社会教育活動の一環として、責任所在やその他の事項を明確にした規約のもとに、対象を必ずしも部員に限定しない別組織が設立され、運営される場合には、保護者会とは区別されるものである。